

日本医学放射線学会医学物理士認定制度規定

日本医学放射線学会医学物理士認定制度規定施行細則

日本医学放射線学会医学物理士更新単位取得制度規定

日本医学放射線学会医学物理士業績評価実施要綱

日本医学放射線学会

医学物理士認定制度規定

	昭和62年3月1日施行
第1回改正	昭和62年4月25日
第2回改正	平成4年3月1日
第3回改正	平成5年3月1日
第4回改正	平成5年4月1日
第5回改正	平成8年4月1日
第6回改正	平成12年11月20日
第7回改正	平成14年12月25日

目 的

第1条 医学物理士認定制度規定は、医学物理士を認定することにより、放射線医学の物理的・技術的課題に携わりその遂行に先導的役割を担う者の質の向上と維持を図り、もって医学及び医療の発展に貢献するとともに、ここに認定する医学物理士の専門的地位を確立することを目的とする。

医学物理士の認定と名称

第2条 日本医学放射線学会(以下、学会という)は、第3条に規定する資格を有し、学会の実施する医学物理士認定試験(以下、認定試験という)に合格し、その後第4条の規定に従って認定を申請した者に対して「医学物理士」の認定証を授与する。

2. 医学物理士の認定は、医学系修士課程修了又はそれと同等と認められる学識経験者を対象として行うもので、放射線診療の場において、主として理工学面から医学及び医療の発展に貢献しうる素養を有することを、学会が公認するものである。

認定試験の受験資格

第3条 日本医学物理学会正会員で、次の各号のうちの1条件を満たす者に受験資格を与える。

- (1) 理工農薬学修士または博士で、医学における経験年数1年以上の者
- (2) 理工農薬学士で、医学における経験年数3年以上の者
- (3) 放射線技術系もしくは放射線医学物理系の修士または博士(取得見込みを含む)
- (4) 放射線技術系の学士で、医学における経験年数2年以上の者
- (5) 診療放射線技師で、医学における経験年数5年以上の者
- (6) 医師・歯科医師で、医学における経験年数1年以上の者
- (7) 医師・歯科医師以外の医歯学博士で、医学における経験年数1年以上の者

2. 前項の規定に拘らず学会が認めた者に受験資格を与える。

認定の申請資格

第4条 認定試験に合格した日本医学放射線学会正会員及び日本医学物理学会正会員で過去2年間に日本医学放射線学会医学物理士業績評価実施要綱に従った業績評価の合計が30単位以上であり、次の各号のうちの1条件を満たす者で合格後5年以内の者に認定の申請資格を与える。

- (1) 理工農薬学修士または博士で、医学における経験年数3年以上の者
- (2) 理工農薬学士で、医学における経験年数5年以上の者
- (3) 放射線技術系もしくは放射線医学物理系の修士または博士で、医学における経験年数2年以上の者
- (4) 放射線技術系の学士で、医学における経験年数4年以上の者
- (5) 診療放射線技師で、医学における経験年数7年以上の者

(6) 医師・歯科医師で、医学における経験年数3年以上の者

(7) 医師・歯科医師以外の医歯学博士で、医学における経験年数3年以上の者

認定試験の受験及び資格申請の手続き

第5条 認定試験を受けようとする者は、所定の書類に、所定の受験手数料を添えて、所定の期日までに、学会長に提出しなければならない。

2. 認定を申請する者は、所定の書類に、所定の認定手数料を添えて、学会長に提出しなければならない。

認定試験の実施

第6条 認定試験は、毎年1回以上実施するものとする。

2. 認定試験は、医学物理士として必要な解剖学、生理学、病理学、放射線診断学、核医学、放射線治療学、放射線生物学、放射線基礎物理学、放射線防護、放射線診断物理学、核医学物理学、放射線治療物理学、放射線測定、情報処理、放射線関連法規及び勧告について行う。

3. 試験の期日その他試験の実施について必要な事項は、日本医学放射線学会雑誌及び日本医学物理学会機関誌に公示するものとする。

医学物理士認定委員会

第7条 学会に医学物理士認定委員会（以下 認定委員会という）を置く。

2. 認定委員会は、次の各号の委員をもって組織する。

(1) 学会長が委嘱した委員

(2) 委員の互選による委員長

3. 認定委員の任期は4年とする。

4. 認定委員会は、委員長が招集するものとする。

認定委員会の業務

第8条 認定委員会は、次の各号の業務を行う。

(1) 認定試験受験者の受験資格の審査に関すること。

(2) 認定試験の実施に関すること。

(3) 認定証の作製、交付に関すること。

(4) 認定証の再交付に関すること。

(5) 医学物理士認定の取消し及びこれの公表に関すること。

(6) 医学物理士の業績評価に関すること。

(7) その他医学物理士の認定に関すること。

医学物理士認定の取消し

第9条 医学物理士として認定された者が、次の各号の一に該当するに至った時は、学会長は認定を取消することができる。

(1) 裁判所において失踪宣告を受けたとき。

(2) 第5条において、提出した書類の記載事項に事実と重大な相違があり、医学物理士としての資格に欠けるものありと認められるとき。

(3) 学会を退会したとき。

(4) 学会会員としての体面を汚すような行為のあったとき。

(5) 第10条に定める業績評価を満足しないとき。

医学物理士の業績評価

第10条 学会は、医学物理士の質の向上と維持をはかるため、定期的に業績評価を行う。

2. 業績評価は、別に定める日本医学放射線学会医学物理士更新単位取得制度規定及び日本医学放射線学会医学物理士業績評価実施要綱による。

医学物理士の永年資格

第11条 学会は、医学物理士の資格を有し、かつ満63才以上の年齢に達した者のうち、長期間にわたり医学物理士としての業務に携わり、また業績が充分であると認められた者に対し、医学物理士の永年資格を認定する。

2. 医学物理士の永年資格を申請しようとする者は、所定の書類に、所定の審査料を

添えて、所定の期日までに学会に提出しなければならない。

3. 学会より医学物理士の永年資格を認定された者は、第10条に規定された業績評価の対象としない。

規定の改正

第12条 この規定の改正は、理事会の議決を得て発効する。

第13条 この規定の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

(実施期日)

1. この規定は平成14年12月25日から実施する。

日本医学放射線学会医学物理士認定制度規定施行細則

平成 1 2 年 1 月 1 日施行

第 1 回改正 平成 1 4 年 1 2 月 2 5 日

(目 的)

第 1 条 日本医学放射線学会医学物理士認定制度規定(以下、規定という)の施行にあたり、規定に定められた以外の事項については、本施行細則(以下、細則という)に従うものとする。

(認定試験の受験資格及び認定の申請資格における経験)

第 2 条 規定第 3 条および第 4 条の医学における経験とは、基礎および臨床におけるものならびに医用設備および装置の開発・研究に関するものとする。

(医学物理士の永年資格)

第 3 条 規定第 1 1 条によって医学物理士の永年資格を認める際は、次の各号の条件を基準とする。

(1) 医学物理士としての業務に従事した期間が通算 1 0 年以上あること。

(2) 規定第 1 0 条の業績評価において、取得単位の基準を通算 3 回以上満足していること。

(細則の変更)

第 4 条 この細則の変更は、日本医学放射線学会理事会の議決を得て発効する。

(附 則)

1 . この細則は平成 1 4 年 1 2 月 2 5 日より実施する。

日本医学放射線学会医学物理士更新単位取得制度規定

平成 4 年 3 月 1 日 施行

第 1 回 改正 平成 5 年 3 月 1 日

第 2 回 改正 平成 8 年 4 月 1 日

(目 的)

第 1 条 医学物理士の資質を向上させるため、医学物理士の継続的な生涯教育及び学術研究活動を推進し、そのための単位取得制度を実施する。

(単位取得)

第 2 条 医学物理士は、2 年間に、30 単位以上の単位取得をしなければならない。

(単位取得の申請)

第 3 条 単位取得の申請は、西暦偶数年に受け付ける。

2. 申請にあたっては、過去 2 年間の実績を次にあげる申請書にまとめ、審査料を添えて日本医学放射線学会(以下、学会という)事務局に提出するものとする。

3. 申請時に提出するものは、

(1) 単位取得申請書

(2) 審査料(附則に定めるもの)

(単位取得の評価)

第 4 条 提出された申請書に基づき、学会の医学物理士認定委員会(以下、委員会という)の審査をへて理事会が承認する。

(単 位)

第 5 条 委員会の定める日本医学放射線学会医学物理士業績評価実施要綱に基づき単位を与える。

(単位取得の留保)

第 6 条 病気その他の理由で、単位取得ができなかった場合は、その理由を学会に申告しなければならない。

2. 申告は、書面にて学会事務局へ提出するものとする。

(医学物理士資格の留保)

第 7 条 単位取得を満たすことのできなかった医学物理士に対しては、その旨学会より通告して注意を喚起する。

2. 2 回以上連続してこの通告が無視された場合には、日本医学放射線学会医学物理士認定制度規定第 9 条(5)により医学物理士の資格が留保または取消されることがある。

(附 則)

1. 審査料は委員会で定めるものとする。

2. この規定は平成 8 年 4 月 1 日より実施する。

日本医学放射線学会医学物理士業績評価実施要綱

昭和63年3月1日施行

第1回改正	平成1年3月1日
第2回改正	平成4年3月1日
第3回改正	平成5年3月1日
第4回改正	平成8年4月1日
第5回改正	平成16年2月27日

1. 適用範囲

本要綱は、日本医学放射線学会（以下、学会という）により認定された医学物理士に対し、学会が日本医学放射線学会医学物理士認定制度規定（以下、認定規定という）第10条に定める業績評価を実施する場合に適用する。

2. 業績評価の方法

- (1) 業績評価に関する業務は、認定規定第8条(6)の規定により、日本医学放射線学会医学物理士認定委員会（以下、委員会という）が行う。
- (2) 業績評価の実施について必要な事項は、日本医放会誌に公示するものとする。
- (3) 業績評価は、別表「日本医学放射線学会医学物理士更新単位取得制度単位数」（以下、別表という）による取得単位の合計により行う。
- (4) 医学物理士に認定された者は、学会の指定する単位取得申請書を用い、自己の取得単位及びその内容を申告しなければならない。
- (5) 委員会は、申告内容を査定の上、集計を行い、最終結果を日本医放会誌に発表する。また、申告した本人には、委員会の査定した各人の取得単位を知らせるものとする。

3. 査定結果に対する異議申し立て

委員会の査定した単位数に関して異議のある場合には、委員会へ異議申し立てをすることができる。異議申し立ては、書面にて日本医学放射線学会事務局へ提出するものとする。

4. 別表の運用

- (1) 別表の学術論文に関し、プロシ・ディングスを論文とするか報文集とするかは、申告ごとに委員会で審査する。
- (2) 報文集とは、印刷刷り上がりB5版1頁以上のものを原則とする。いわゆる学誌に掲載される抄録・アブストラクトは含まない。学術集会の要旨集のなかには、報文集としての要件を満たすものがあるが、それに関しては申告ごとに委員会で審査する。
- (3) 学術集会の種類について、別表に具体的記載の無いものは、申告ごとに委員会で審査する。
- (4) 学術集会の単位数は、参加単位数に発表の回数だけ記載の単位数を加算するものとする。不参加の共同演者は「共同演者」の単位数のみとなる。
- (5) 学術集会での講師とは、シンポジスト・パネリストを含む。

日本医学放射線学会医学物理士更新単位取得制度単位数

(I) 医学物理学および放射線医学に関する学術論文

対 象	コード	著者形態	単 位	
日本医学放射線学会雑誌， Radiation Medicine， 医学物理	A 1	第一筆者	15	
	A 2	第二筆者以降	7	
査読のあるもの (上記 2 誌を除く)	B 1	第一筆者	10	
	B 2	第二筆者以降	5	
査読の無いもの (紀要，年報，プロシー ディングス等を含む)	論文	C 1	第一筆者	7
		C 2	第二筆者以降	3
	著書	D 1	単著・共著	10
		D 2	分担執筆	5
	報文集	E 1	第一筆者	2
		E 2	第二筆者以降	1

注．複数の章あるいは項目を分担した著書は，共著とする。

(II) 学術集会参加，発表

a . 国内学術集会

(1) クラス 1 医学物理学および放射線医学に直接関連する学術集会

学術集会の種類	コード	参加形態	単 位
日本医学放射線学会学術発表会	F 1	特別講演演者， 講師等	5
同 秋季臨床大会			
同 地方会			
同 学会内研究会	F 2	第一演者	2
日本医学物理学会学術大会	F 3	共同演者	1
同 学会内研究会			
同 教育講演			
	F 4	参加	3
日本医学物理学会主催講習会，セ ミナー，およびこれと同等の講習 会等	G 1	講師	5
	G 2	参加	10

(2) クラス2 医学物理学および放射線医学に関連する学術集会および講習会
(地方および県単位のものを含む)

学術集会の種類	コード	参加形態	単位
例：日医放生物部会，日本核医学会，日本癌学会，日本歯科放射線学会，日本癌治療学会，日本放射線技術学会，日本放射線腫瘍学会，日本保健物理学会，日本ME学会，日本応用物理学会，日本原子力学会，理工学における同位元素研究発表会，など	H 1	特別講演演者， 講師等	5
	H 2	第一演者	2
	H 3	共同演者	1
	H 4	参加	2

b. 医学物理学および放射線医学に係る国際・国外学術集会

学術集会の種類	コード	参加形態	単位
例：A A P M ， A S T R O ， E S T R O ， I O M P ， I C R ， I C R O ， I C C R ， R S N A ， I C R R などの国際学会が主催する学術発表会 I A E A ， I C R P ， I C R U ， W H O などの国際機関が主催する学術的会合	I 1	特別講演演者， 講師等	10
	I 2	第一演者	4
	I 3	共同演者	1
	I 4	参加	3

